

第6回国土交通省独立行政法人評価委員会

2005年3月23日(水)

【尾本政策評価企画官】 定刻になりましたので、ただいまから第6回国土交通省独立行政法人評価委員会を開催させていただきます。

本日は、ご多忙の中、お集まりいただきまして、まことにありがとうございます。私は、事務局を務めております政策評価企画官の尾本と申します。本日の議事進行につきまして、後ほど委員長を互選していただくまでの間、私が務めさせていただきますので、よろしくお願いたします。

それでは、国土交通省政策統括官の渡邊からあいさつを申し上げます。

【渡邊政策統括官】 皆さん、おはようございます。政策統括官をしております渡邊でございます。皆様方には、日ごろ、国土交通行政につきましてご指導を賜り、大変お世話になっております。また、本日はお忙しいところご出席いただきまして、ありがとうございます。

当委員会は、発足して5年目を迎えて、先般、委員の改選ということがあったわけですが、引き続き委員をお願いしております先生方には、引き続きご指導のほどよろしくお願いたします。また、新しく委員になられた先生には、今後、ご指導のほどどうぞよろしくお願いたします。

国土交通省所管の独立行政法人、当委員会が発足した当初は11法人であったわけですが、その後、増加してまいりまして、昨年、都市再生機構、それから奄美群島振興開発基金、この2つが発足いたしました。これを合わせまして、現在、21法人ということになっております。このため、当委員会の所属、下にあります分科会につきましても、現在、15分科会ということで、大変大所帯の委員会になっておるわけでございます。このため、委員の先生の中には、幾つかの分科会に所属していただくということで、重ねて御礼申し上げますとともに、ご多忙の中、ご負担をおかけしていることをあわせておわびしたいと思います。

国土交通省所管の独立行政法人が発足してから間もなく5年目を迎えるわけでありまして、これらの先行法人、11法人ありますけども、最初の中期目標期間を終えまして、次の中期目標期間への移行の重要な時期ということになっておりまして、実は既にご案内のとおり

り、昨年、先行の11法人のうちの6法人につきましては、1年前倒して組織、業務の見直しの案の取りまとめを行ったところでございます。今後、この見直し案に沿って次期中期目標、中期計画等において見直し内容の詳細を検討していくということになります。本日は、こういった中期目標の期間終了時の見直しについてご議論いただくわけではございませんけれども、このほかにも、独法役員の退職金の支給基準、分科会間の連絡強化ということについてお諮りしたいと考えております。委員の皆様におかれましては、どうぞ忌憚のないご意見をいただきますようお願い申し上げます。

なお、今後につきましては、先行独法のうち残りの5法人につきましては、今年見直しを行うということとしております。また、来年以降も、見直し対象の法人が毎年のように出てくるということでございまして、今後とも先生方のご指導、ご鞭撻をよろしくお願い申し上げます。冒頭のあいさつとさせていただきます。どうもありがとうございました。

【尾本政策評価企画官】 本日の委員会は、委員25名、及び委員長から招集を通知した臨時委員7名の定足数、計32名のところ、現在20名でございますが、長沢委員からおくれるというご連絡を受けていまして、長沢委員がお越しいただきますと21名になりますが、21名のご出席をいただいておりますので、過半数を超えており、国土交通省独立行政法人評価委員会で、第7条第1項に定められております、議事を行うために必要な定足数を満たしていることをまずご報告申し上げます。

引き続きまして、委員の任命についてお知らせいたします。本委員会の委員の任期は、2年となっております。今月の17日に、当委員会における多くの委員、臨時委員の方々の任期満了がありました。これに伴いまして、翌18日付で委員の改選が行われました。お手元の資料でございますが、資料1というところに、委員及び臨時委員の名簿一覧というものを配付いたしております。この資料1に新規、再任と書かれておりますが、こちらが18日付で改選があった委員の方々でございます。ごらんいただきますように、ほとんどの委員の方は再任ということで、引き続きご指導をお願いすることになります。また、新たに委員にご就任いただいた方もいらっしゃいます。本日は、小林委員、高橋委員、高山委員、千野委員、及びおくれていらっしゃいます長沢委員の5名の方々にご出席いただいております。再任された委員の方々も含めまして、ご紹介につきましては、まことに恐縮ではございますが、お手元に配付させていただいております出席者名簿と座席表をもってかえさせていただきたいと存じます。また、臨時委員の方々、及び本日ご出席いただかなかった委員の方々の改選結果のご説明につきましても、お手元に配付させていただきます

した委員名簿の資料1、及び座席表をもってかえさせていただきたいと思ひます。

なお、資料2は、所属する分科会の一覧ということになっておりますので、お目を通していただければと思ひます。

それでは、早速でございますが、本日の議事に移りたいと思ひます。

まず、初めに、議事次第にありますとおり、最初の議事でございますが、委員長の互選をいただきたいと思ひます。これは先ほどご紹介したように、今月18日付で多くの委員が改選されたことに伴うものでございます。本来でありますれば、互選ということでございますので、委員の方々におかれまして、委員長を選任いただくべきところではございますが、当委員会発足時より委員長職を務めていらっしゃる木村委員に引き続き委員長の職をお引き受けいただくということを、まことに僭越でございますが、事務局よりご提案させていただきたいと思ひます。ご異議等、ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【尾本政策評価企画官】 ありがとうございます。それでは、ただいまのご賛同をもちまして、木村委員に当委員会の委員長を引き続きお願いしたいと存じます。

それでは、以後の進行につきましては、木村委員長にお願いしたいと思ひます。どうぞよろしくお願ひします。

【木村委員長】 木村でございます。何とか1期務めましたので2期目は勘弁してくれと申し上げたのですが、御許し頂けませんでした。私、経産省のほうも委員長をやらされておりますが、産総研の吉川理事長が留任されるということで、その期間をやってくれというお話が来ておりました。それを早く察知されました国土交通省のほうで、経産省をやって何で国土交通省を断るんだということを言われまして、全くそれに反論できなかったというのが本当のところなんです。役不足でございますけども、あと2年間ということで、務めさせていただきたいと思ひます。よろしくお願ひいたします。

次は、委員長代理の件でございます。国土交通省独立行政法人評価委員会令の第4条第3項に基づきまして、私のほうから委員長に事故があるときにその職務を代理する者として、委員長代理を指名するということになっております。そういうことで、まことに恐縮でございますけども、引き続き杉山先生にお願いしたいと存じます。よろしゅうございましょうか。

(「異議なし」の声あり)

【木村委員長】 ご承知かと思ひますが、杉山先生、11月から石先生の後、一橋大学

の学長をお務めになるということで、大変ご多忙な立場にあられるにもかかわらず、引き受けていただけるという内諾をいただいております。よろしくお願いいたします。先生、何か一言お願いします。

【杉山委員長代理】 私も、木村先生がお続けになるというのに、私のほうでやめるといふわけにもいきませんので、力不足ですけど、務めさせていただきたいと思います。よろしくお願いいたしますを申し上げます。

【木村委員長】 くれぐれもよろしくお願いいたします。

それでは、早速でございますが、議事に入らせていただきます。

まず、最近の独立行政法人をめぐる動きについて、事務局からご説明をいただきたいと思っております。独立行政法人は、発足して3年、4年近くたっておりますけど、当初のデザインと違って、私、個人的に見ましても、ちょっといかなものかという動きも生じておりますので、その辺も含めて、政策評価官のほうからご説明を賜ればと思っております。よろしくお願いいたします。

【木場政策評価官】 政策評価官の木場でございます。それでは、新任の先生もいらっしやいますので、この1年間の主な出来事につきまして、ご報告をさせていただきたいと思っております。お手元の資料3 - 1と3 - 2を使わせていただきたいと思っております。

資料3 - 1でございますが、最近、1年間の主な出来事につきまして時系列的に並べてございます。まず、真ん中、毎年度業務実績評価関係とございます。これが毎年度、これまで3回にわたりまして業務実績評価をいただいてきておるものでございまして、各法人の各年度の事業実績につきまして、3月末で年度が終了するわけですが、3カ月以内に評価委員会のほうにご報告いただく、提出いただくということになってございます。7月以降、各分科会において、業務実績報告につきまして評価をしていただくという作業を行いました。最終的に、各分科会における審議結果を、委員長の同意を得て、9月3日に評価結果の公表、通知を行ったところでございます。毎年度、この各省における実績評価結果につきまして、総務省の政策評価独立行政法人評価委員会という、政独委と略しておりますが、ここの委員会から横断的、また、二次的な評価を受けたわけでございまして、その結果が12月10日に公表されてございます。

その中身が資料3 - 2でございまして、これが国交省の評価に対しての意見ということでございます。先ほど申しましたように、二次的、横断的な評価が行われてございます。昨年度におきましては、後ほどご説明します中期目標期間終了後の見直し対象の6法人以

外につきまして、個々具体的な指摘がなされております。全部で、国交省につきましては18法人、あと、宇宙航空研究開発機構が文科省の主管で1つございますが、19法人の業務実績評価につきまして意見が出されています。この評価結果につきましては、今年度の個々の法人の業務実績評価の参考にしていただければと考えております。

これが毎年度の業務実績評価関係、昨年の動きでございます。この資料3-1の左のほうに、中期目標期間終了時の見直し関係というのがございます。通常、中期目標は大体5年という設定でございますので、5年ごとに来る見直しの作業でございます。ただ、通常ですと、17年度末をもちまして中期計画が終了いたしますので、17年度、来年度に評価をするということになってございますが、非常に数がたくさんあるということで、約半分のものにつきまして前倒しに見直しを行ったわけでございます。この見直しにつきましても、7月からの年度評価の際に、各分科会において各委員のご意見をいただきながら、8月に見直し素案を総務省へ提出してございます。その後、総務省の政策評価独立行政法人評価委員会、また、政府の行政改革推進本部の有識者会議等々の議論を踏まえて、最終的には12月の末に勧告の方向性が出され、それを踏まえた見直し内容が、行革推進本部決定という形になってございます。後ほど、中期目標期間終了時の見直し関係につきましては詳細にご説明をさせていただきますが、これが終了時の見直し関係の動きでございます。

あと、昨年は、7月1日と10月1日に、独立行政法人都市再生機構、また、奄美群島振興開発基金の設立がそれぞれなされております。来年度につきましては、道路公団の独立行政法人化に伴います日本高速道路保有・債務返済機構の設立が予定されております。以上が昨年の主な動きでございます。

【木村委員長】 はい、ありがとうございました。特に何かご質問ございますでしょうか。次の議題として、中期目標期間終了時の独立行政法人の組織及び業務の検討についてというところでまた詳しくご説明いただきますので、そのときにご質問いただいたほうがよろしいかと思えます。先へ進ませさせていただきます。

それでは、次の議題でございますが、ただいま申し上げましたように、中期目標期間終了時の独立行政法人の組織及び業務の検討についてということでご説明をいただきますが、後ほど申し上げますけども、これをもとに各分科会でご議論いただくためのたたき台とお考えいただければと思います。それでは、よろしく申し上げます。

【木場政策評価官】 ご説明させていただきます。

説明に入ります前に、お手元の資料の7というのに「関係法令・規定集」というのをつけてございます。独立行政法人の基本であります通則法、また、この委員会の運営規則等につきまして資料をまとめてございますので、後ほどごらんいただければと思います。

それでは、中期目標期間終了時の見直し関係につきまして、ご説明いたします。資料4 - 1、4 - 2、4 - 3を使わせていただきたいと思います。

まず、資料4 - 1でございますが、これが最終的に、先ほど申しました12月の末に決定いたしました中期目標期間終了時の独立行政法人の組織及び業務の見直しの決定内容でございます。結論から申し上げますと、土木研究所と北海道開発土木研究所の統合、海技大学校と海員学校の統合が挙げられております。17年度に11法人が目標期間を終了いたしますが、そのうち土木研究所、港湾空港技術研究所、北海道開発土木研究所、海技大学校、航海訓練所、海員学校、いわゆる研究3法人と教育関係の3法人の合計6法人について、前倒して見直しがなされたわけでございます。その結果、ただいま申しました土研と北海道開土研の統合、海技大学校と海員学校の統合が結論として出ております。あと、見直し対象になりました6法人すべて、その職員の身分を非公務員化するというものが大きなところかと思えます。

あと、業務内容の見直し内容でございますが、研究系3法人につきましては、国との役割分担を明確にするとともに民間では実施されない研究、社会・行政ニーズに対応した研究に重点化ということ。また、海技大学校につきましては、これは船員の再教育機関でございますが、海上技術科、海技士科、講習科の3業務を一体的に実施するとともに、入学定員については、恒常的な定員割れが生じないような規模とすべくスリム化の方向で検討するということでございます。海員学校につきましては、養成対象を専修科へ重点化しつつ、船員労働市場の需要規模に見合った船員養成規模とすべくスリム化の方向で検討。海員学校につきましては、司ちゅう・事務科のあり方を抜本的に見直す。航海訓練所につきましては、練習船5隻体制への移行等に対応した要員の縮減等の整理合理化を進め、経費を節減するということでございます。

この見直しの内容に沿いまして、次期の中期目標、中期計画等を策定していくということになります。また、その中期目標、中期計画等の策定の際には、評価委員会のご議論を踏まえて行っていくということになりまして、その具体的な内容につきましては、今それぞれ検討しておるという状況でございます。

資料4 - 1の別紙に、ただいま申しました最終的に決定がなされました行革推進本部決

定の抜粋がついてございます。今、申しましたような内容がここに書いてございますので、ご説明は省略させていただきます。

結論的には、今、申し上げたような形になったわけでございますが、今年の17年度末で中期目標期間が到来いたします11法人のうち6法人につきましては、昨年、一応見直しの作業が終了したわけでございます。残り5法人につきましては、また今年度同様の作業がそれぞれ行われていくということでございますので、昨年の見直しの検討作業の概要がどういうスケジュールで行われたかということにつきまして、ご説明をさせていただきたいと思っております。

資料4-2でございます。見直し作業の経緯ということで、概要と、どういうタイミングでどういったことが行われたかということ資料としてつけてございます。資料4-2の4ページ目でございますが、これが当省所管の20法人の中期目標期間終了年度一覧でございます。平成17年度末ということになっております11法人のうち6法人は、今年度、見直しが終了いたしますので、残りの航空大学校、建築研究所、交通安全環境研究所、海上技術安全研究所、電子航法研究所の5法人が見直し対象になるということでございます。

時系列的に資料4-3に資料をつけてございますので、これに従いましてご説明をしたいと思います。

まず、この中期目標期間終了時における独立行政法人の組織・業務全体の見直しでございますが、そもそもこの見直しの方針と申しますのは、平成15年8月1日に閣議決定がなされております。基本的な考え方は、この資料の2ページ目でございます参考資料1と書いてあるもの、右肩に平成15年8月1日閣議決定と書いておる資料でございますが、この2ページ目の前書きの最後のところ、主務大臣は、以下に定めるところにより、「民間にできることは民間に委ねる」との観点から、独立行政法人の組織・業務全般について極力整理縮小する方向で見直すこととするということで、民間にできることは民間にやらせるという基本的なこの組織・業務全体の見直しについての方針が示されておることでございます。この見直しの手順がこの閣議決定の中で決められておまして、最終的には政府の行政改革推進本部に説明し、その議を経た上で決定するものとするという手順が示されております。

4ページ目、別紙がついてございますが、ここに中期目標期間終了時における組織・業務全般の見直しに係る基準ということで、どういう視点で見直しを行っていくかというこ

とが述べられております。3でございますが、5ページ目に、独立行政法人の組織形態に関する見直しに係る具体的措置ということで、当該法人を廃止した場合に、どのような問題が生じるのかを具体的かつ明確に説明できない場合には、当該法人を廃止する。(2)でございますが、当該法人を民営化した場合に、どのような具体的問題が生じるのかを具体的かつ明確に説明できない場合には、当該法人を民営化する。(3)は、特定独立行政法人について、その業務を国家公務員の身分を有しない者が担う場合に、どのような問題が生じるのかを具体的かつ明確に説明できない場合、当該法人を特定独立行政法人以外の独立行政法人とするという措置についての方針が示されたわけでございます。

これが業務全般の見直しについての基本的な考えでございますが、次、参考資料の2でございますが、これが骨太方針と言われている経済財政運営と構造改革に関する基本方針2004という、昨年6月4日に閣議決定したものでございます。この中で、独法の組織・業務全般の整理縮小、民営化等の検討に平成16年夏から着手すること。その際、特殊法人等改革推進本部参与会議の協力も得て、平成16年中に相当数について結論を得ることが決められており、この相当数というのが、国交省の11法人中6法人であるということでございます。

こういう中で、昨年の年度評価の際に、各分科会で、非常に時間も限られておったわけでございますが、各分科会における各委員の先生方のご意見等も踏まえて、国交省として9月15日に独立行政法人の業務の見直しに当たっての基本的考え方というものを作成し、これをもって総務省の政策評価独立行政法人評価委員会のヒアリングに臨んだわけでございます。

参考資料の3でございます。これが国交省としての、当初はまだどこを前倒して検討するかということが定まっておりましたので、17年度で終了する11法人全般についての業務の見直しに当たっての基本的考え方を示したわけでございます。この中では、幾つか我々として主張してございまして、国交省の独法というのは、きちんと業務の質の向上を図りつつきっちりやってきており、さまざま効率化の実績を上げ、この国交省の評価委員会からも評価を受けておりますということ。その中で、この期間終了時には、以下のような効率化を図るための見直しを検討しておりますということや、試験研究機関においては、研究の一層の戦略化・重点化を図るということ。教育機関については、ニーズに合わせて教育内容の再構築を図るということ。また、すべての法人について、業務の効率化の観点から一般管理業務の外部委託等を推進するということ、具体的には資料の8ペ

ージ目、9ページ目に、試験研究機関関係の見直し素案のポイントということで、ご説明をしておるところでございます。

組織形態につきましては、やはり工学的に極めて専門性の高い研究を各法人とも行っており、研究内容が異なっているため、統合による効率化は見込めない。また、それぞれが研究内容を戦略化・重点化してきておりまして、各試験研究機関相互の連携によるシナジー効果は見込めないという主張でございます。

また、当然、独立行政法人化によりまして、理事長直轄体制でのマネジメントが適正に措置されておりまして、機動的な体制が形づくられております。こういったことから、この体制を引き続き維持することが効果的だということで、組織形態については従来どおりの形でいきたいという主張でございます。

非公務員化の可否につきましては、国交省の試験研究機関につきましては、新製品の開発に直接かかわるような、そういう研究開発を行っているのではなく、国の行政の遂行上必要不可欠な試験・研究を行うこととしておりまして、例えば、国が直接実施しております安全規制、環境規制の基準設定のための試験・研究とか、国が事業として行っています社会資本整備とか航空管制といった、みずから実施している事務事業の技術水準の向上のために必要な試験・研究、技術指導等を行っており、非公務員化については難しいという主張を行ったわけでございます。

同様に、教育関係機関につきましても、それぞれ業務については、海員学校、航海訓練所、海技大学校につきましては、それぞれ教育をする内容、対象とする生徒等々につきましても業務に重複がなく、それぞれの立場から船員の育成、目的レベルに応じ、適切に分担しながら業務を実施しておること。また、研究関係の独法と同様でございますが、理事長みずから現場に近いところでマネジメントを行うということが効率的な業務を実施する上で必要不可欠であるという主張を行っております。

また非公務員化につきましては、国として優秀な船員の確保というのは重要なものでありまして、これに関して長期かつ体系的な教育を実施していくためには、安定的な体制の確立が必要であるということや、また、船員養成とか、パイロット養成というのは、非常に危険と隣り合わせな教育現場でございますので、こういった中で、やはり身分をきっちり確保していく必要があるという主張でございます。

こういう11法人についての基本的考え方を説明した上で、参考資料4でございますが、昨年の9月末に、中期目標期間終了時の見直しの結論を得る独立行政法人として6法人が

選定されたわけでございます。この6法人につきまして、先ほど申しました総務省の評価委員会、また行革推進本部の有識者会議等々における集中的な議論等を踏まえまして、最終的な結論が導かれたわけでございますが、16年10月に、有識者会議から指摘事項というのが出ております。各省のヒアリングを踏まえて、いろいろな論点と言いますか、指摘事項が出されております。この中で、11ページ目でございますが、各法人は、その予算額や人員規模から見ても細分化し過ぎておるとことや、運営の効率化、研究成果を上げるためには、類似事業を行う法人は再編統合すべきであり、次の法人については再編統合に向けてさらなる検討を行うべきであるという指摘がありまして、この中で海員学校と海技大学校、航海訓練所3つを一緒にする検討をしるという指摘を受けております。

また、次の12ページには、土木研究所と北海道開発土木研究所の統合。また、ここで挙がっております試験研究機関、また教育機関につきましては、原則として非公務員化すべきであるという指摘でございます。

具体的なヒアリングにおける委員意見のポイントというのは、この資料の参考でつけてございますが、16ページには、有識者会議の各委員の指摘が出ております。土研、北海道土研につきましては土木という共通点があるんだから一緒になったほうがいいのではないかとこの指摘がございます。

また、大学、民間との人員交流を前向きにとらえて非公務員化を検討すべきということ、すなわち、研究の大きなウエートを占めます大学とか民間研究機関等の身分が非公務員化という方向になってございましたので、こういったところとの人事交流を前向きにとらえるという指摘が出ていました。

また、海員学校、航海訓練所、海技大学校につきましては、船員養成という共通点があるのだから統合してはどうか等々のご指摘がありました。

参考資料5 - 、5 - といえますのは、この有識者会議の位置づけでございまして、これが本来は総務省の政策評価独立行政法人評価委員会のほうのいろいろなご議論というのが基本でございますが、この有識者会議の意見の開陳を求めて進めていけということが16年6月17日の行革推進本部長決定という形でなされております。5 - 、5 - は、ご参考でございます。

こういう経緯がございましたが、この評価委員会のほうにおきましても、十分な時間が取れなかったということもございまして、10月18日にこの評価委員会の分科会長懇談会というのを開催させていただきまして、その中で、この中期目標期間終了時の見直しの

内容につきましていろいろご意見をいただきました。この中で出た意見を集約いたしまして、総務省のほうに提出をし、総務省のほうでは政策評価独立行政法人評価委員会のほうにご報告をいただいております。それが参考資料6にございますように、評価委員会からの意見ということで、政策評価官室名で出させていただいております。

いろいろこのご議論の中でも、十分各府省における評価結果というのがこの見直しの中に活かされていないのではないかという意見がございましたので、そういった点を取りまとめて出させていただいております。時間が非常にタイトなスケジュールの中で議論をしたということもあったわけですが、各省における議論、各省における手続を十分に尊重してやっていくべきではないか、各法人にはそれぞれのミッションがあるんだから、一律の統合とか非公務員化という議論をすべきではないのではないかというご意見をいただいております、それをお伝えしてございます。

また、そもそも今回の見直し、また、当省所管の中では研究系法人が非常に多いわけですが、なかなか研究の効果の発現に時間を要するという点がございまして、こういったものを評価の中でも生かしていくべきではないかという点を指摘してございます。

こういう評価委員会からの意見も提出いたしましたが、最終的には参考資料7にございますような、独立行政法人の主要な事務及び事業の改廃に関する勧告の方向性というものが出されております。この内容が先ほどの、まず結論から申し上げますと、統合とか非公務員化といったような内容が記されておまして、この指摘を受けておるわけでございます。参考資料7が、勧告の方向性についての本文といたしますか内容でございまして、政府全体としての中身というのは参考資料7 - にこの内容を要約したものがございます。基本的には、研究開発、教育関係法人はすべて非公務員化という、政府としての基本的なラインが出まして、研究機関、教育関係法人はすべて非公務員化という指摘になったわけでございます。類似法人につきましては統合、また、業務等について国に戻すといいますが、消防庁に統合吸収したり、その事業そのものを抜本的に見直すことによって廃止をするものが2法人、消防研究所、農業者大学校というものが出ております。基本的には、すべて統合が指摘されたり、非公務員化という指摘を受けておるわけですが、具体的には、政府全体としてはこの資料に書いてある内容になってございます。

この勧告の方向性を受けて、最終的に国交省として見直しの案というものを作成いたしまして、それが行革推進本部のほうでご決定をいただいたという手順になってございます。ご説明は以上でございます。

【木村委員長】 ありがとうございます。この間、総務省の独立行政法人委員会、それからさらには政府の行革、それから有識者会議等とやりとりがありまして、その結果、ただいまご説明いただきましたように、資料4 - 1のような形で決着をしたということでございます。

国土交通省の独立行政法人には、17年度にワンサイクルを終わる法人が11あります。これらについては、本来ですと、17年度、来年度見直しの作業をやることになるのですが、それを1年早めよということ。理由は、全省庁合わせますと膨大な数の独立行政法人がございますので、これを全て最終年度に見直すことは不可能であるというものです。そういうことで、少なくともそのうち半数については前倒しで見直しをせよということになりまして、国土交通省でも、先ほどご紹介がございました資料の4 - 1にまとめてありますが、6つの独立行政法人に対して見直しをしたということでございます。見直しについてさまざまやりとりがあり、評価委員会からもいろいろ意見が出たのですが、結果として、資料4 - 1のように、土木研究所と北海道開発土木研究所の統合と、海技大学校と海員学校の統合が決定しました。それから研究関係のR & Dをやっております6法人すべてについては、非公務員化するという決定がなされたということ。大変複雑な背景がございますけれども、ただいまのご説明に対して何かご質問等ございましたらお受けしたいと思えます。いかがでございましょうか。どうぞ、後さん。

【後委員】 見直しに当たって、外部の有識者何とかという委員会でご議論なさったということなんですが、その所在というか立場は、この行政評価制度が始まった段階で、始まった段階でというか、その制度全体の中でどのような根拠があるのでしょうかということ。というのは、政策評価が始まって、途中で設けられているような感じがいたします。評価というのは、最初に目標を決めまして、主務官庁の許可を得て、それでもってその目標に向かってそれぞれが頑張るという制度だったはず。後づけでもう一回別の基準で評価し直すというのは、この制度の根幹にかかわるルール違反ではないだろうかというふうに思います。その制度にのっとって一生懸命組織的な改変ですとか、業務の改変ですとか、膨大なエネルギーを使ったはず。ですから、それらの努力をこの制度自体が総務省のホームページの最初のほうにも載っておりますけれども、インセンティブをきちんと、組織的なアップを図るんだと。これは組織構成員のインセンティブをアップどころか非常に徒労感といいましょうか、それは結果がいい悪いではなくて、この制度自体の根幹にかかわる問題だというふうに考えております。それが1点。

もう1点は、独法の例えば土研ですと最も高いポイントがあったと覚えておりますが、その評価結果と結果の関係はどこに文書があるのかということです。評価結果、統廃合はメリットもデメリットもあるでしょうけれども、その判断を示した文書はどこにございますでしょうか。以上の2点を質問させていただきたいと思います。

【木場政策評価官】 まず1点目でございますが、基本的な見直しの内容につきましては、あくまでも政独委から勧告の方向性が出て、総務省の政独委がこの法人の見直しに関与している形になってございます。一方で、参考資料1の平成15年8月1日の閣議決定の中の、資料の3ページ目の中ほどよりちょっと下、2の段の最後でございますが、行政改革推進本部に説明、その議を経た上で決定するものとするということで、こういった見直しの内容につきましては、行革推進本部の決定を経るということになっております。

これを受けて、参考資料5 - 、18ページの行革推進本部長決定、平成16年6月17日付けになってございますが、ここの1の最後の線を引いている部分に、「独立行政法人に関する主務大臣の見直し内容の適切な判断に資するために、特殊法人等改革での大幅な見直しの経験を踏まえ、特殊法人等改革推進本部参与会議の参与等の有識者を参集し、意見の開陳を求めることとする」ということになっており、これが有識者会議がこの見直しに関していろいろ意見といたしますか、いろいろ参考意見を述べた根拠になってございます。ただ、あくまでも、総務省の政独委がこの見直しに関して制度的にはいろいろ勧告の方向性を示し、それを踏まえて国交大臣が見直し内容を決めたという法的な整理はそういう形になってございます。

各法人における年度評価の内容が、最終的にどう勧告の方向性に生かされているのかということでございますが、我々がいろいろこの有識者会議とか、当然、総務省の政独委もでございますが、こういったところに各法人がどういう業務を行ってきたか、また、どういう効率化に取り組んできたかというご説明をする際には、当然こういう第三者のいろいろな評価結果というものをご紹介しながら行ったわけでございますが、最終的にそれが結論として明確にその結論の中に文言として盛り込まれているというところは見当たらないと思っております。ただ、そのご判断の際には、いろいろこういった各府省における評価結果というのを勘案いただいたと善意で解釈しております。

【木村委員長】 次は2番目のご質問。

【木場政策評価官】 今申しましたように、具体的に各省の評価委員会の評価結果というのは、我々が政独委なり有識者会議等にご説明する際の参考資料といたしますか、そ

ったときに活用させていただいたということでございます。具体的にその勧告の内容なり見直しの中に評価結果、評価していただいたような内容というのは反映されておりますが、具体的な文言として示されているというところは見当たらないと感じております。

【木村委員長】 後さん、よろしいですか。よろしくないようですね。

【後委員】 そちらで善意に解釈するとか見当たらないとかというのは、それは内部的な話です。我々が何年間かかかって評価した、評価制度にのっとって作業してきたという結果を踏まえなかったら、何のためにやってきたのかということになると思うんですけども、善意に解釈するとか、そういうことではなくて、この制度自体の最初に掲げた目標に対して組織的にすごく頑張っても、それがきちんとその結果として反映されないのであれば……、いや、されないですよ、この件で行くと、例えば土研が最もポイントが高い。これは横断的ではないかもしれませんが、その評価の高さというのは、きちんと評価委員に説明をしたというあらわれでもございますから、横断的ではないとはいえ、偏ってその評価委員会が特別甘かったということではなかったとかと思います。その評価がどういうふうの結果として反映されるのかというのは非常に重要なことです。その透明性が最も重要なところですよ。結果ではなくて、どう反映したかということは、今後どんな目標を掲げて、最後にはそうやってお膳をひっくり返されるのだったら、内部のそういうインセンティブというのは高まらないと思います。

【木村委員長】 非常に大事な点であります。まず有識者会議については、確かに後さんおっしゃるように初めのデザインにはなかったことです。資料にありますように、16年に閣議決定されて、有識者会議の意見を聞けということになりました。私も正直申し上げて、先行独法の評価については何でもありという気がしています。これについては委員長会議、総務省の評価委員会の委員長を京都大学の村松先生がお務めでしたが、二度開かれました。その時に、今の後さんの御意見と同じく、総務省は各省庁で組織している評価委員会の意見をほとんど聞いていないと意見が次々に出ました。初めはひどくて、総務省は我々のやった評価と同じような評価をやるということを言ってきたので、それに対して我々は猛烈に反発しました。2回目の委員長会議は、かなり総務省の評価委員会の糾弾会になってしまいました。その時出たご意見の中には、少しは総務省は我々のやったことを信用してくださいというものもありました。少しやり過ぎたせい、その後、委員長会議は開催されないという状況になっていました。この4月、委員長がおかわりになりまして、前の伊藤忠の社長、会長でいらした丹羽さんが就任されました。そういったことが

あったのかどうか、4月15日、あるいは25日に委員長会議を開いていただけるということでございますので、今のようなご意見は国土交通省ということだけではなくて、ぜひそのときに申し上げたいと思っております。いずれにしても、移行過程でございますので、いろいろなことが起こり得ることは予想はしていたのですが、あまりにも最初のデザインと違ったような方向に動きつつあるということで、私も個人的には非常に心配しておりますので、できるだけの機会をとらえてそういう意見を委員長として申し上げていきたいと思っております。

それから、後委員の土木研究所は非常に成績がいいのに北海道開発土木研究所と統合になっちゃったという御意見ですが、これは成績がいいということとは必ずしも関係がないかもしれない。つまり、1つの独法として、成績がいいということは、それで運営費交付金も当然しかるべき措置がされましょし、それから理事長等の給与にもその結果が出てくるということですから、これはまた別の問題と考えることもできなくはないと思っております。

ほかにご意見ございませんでしょうか。工藤委員。

【工藤委員】 ありがとうございます。それにもちょっと関係するのですが、実際に個別の見直しにかかっている中でも、なかなか理解できなかったのが、最終的な、参考資料7 - 、総務省が昨年未に出した指摘、真ん中辺の報道資料ですけれども、その前から資料は長いんですが、これがわかりやすいので。これはたしか我々もいただいていたと思うんですが、後先生の今のご質問につながるんですが、たしか、これもいただいた資料で有識者会議の資料というのが10月ぐらいのが最後だったと思うんですが、もし私が逸していたら申しわけないんですが。そのときの有識者会議の、ここにも資料がついているいろいろなご意見の後、たしかこちらでもいろいろ動いて、それで最終的に12月、これもいただいていると思うんですが、この関係がいまいちよくわからないのと、ですから総務省のこちらの政策評価独立行政法人評価委員会の指摘というのが、有識者会議の勧告を受けて総務省の政策評価独立行政法人評価委員会として出されたものなのか、ちょっとこの辺がよくわからないのと、もう一つは、これが今後各独法の評価委員会で実際に議論していく中でどういった日程に影響してくるのか。つまり、17年度の中期目標の見直しを前倒しにやってきましたけれども、これが12月の総務省勧告ですよ、勧告の方向性というこれをどう料理していくのかというのがどうしてもよくわからないので、その辺教えていただきたいと思えます。

というのは、後先生非常にエレガントにおっしゃられました、早い話が、淡々とやってきたことを政治的な日程というか、わりと政治的な意思決定でいきなりいろいろ言ってきたという感じがすごくしているので、そうすると、今までのこういった制度の中での議論と、有識者会議等で政治的な日程としていろいろ指定している中身とか、その日程というのが、今後どういった形で具体化するのかというのはどうもいま見えないので、その辺教えていただけたらと思います。よろしくお願いします。

【木村委員長】 すみません、お願いします。

【木場政策評価官】 有識者会議の意見は、行革推進本部が最終的に行革本部決定する際の参考にするということだと思います。全く政独委といいますか、総務省とは基本的に関係ない形で動いております。先ほど申しました閣議決定の中で最終的に行革本部が議を経て決定するということになっておりますので、その際に有識者会議のほうのご意見を踏まえて行革本部が判断するという形になっているかと思えます。

我々も、先ほど後委員なり工藤先生の言われることを非常に感じてはおるんですが、なかなか我々としても政府の一員として対応する以上、なかなか動きづらという点もございます。今年もまだ明確にスケジュールというのは示されておりませんが、あくまでも基本的には総務省との関係で物事は決まっていくのだらうと思いますが、閣議決定もございしますので、最終的な行革本部決定の際の参考とされる有識者会議への対応というのも、今年も求められるのではないかという気はしております。ちょっとスケジュール的にはまだはっきりはしておりません。

【各務政策評価審議官】 政策評価審議官の各務でございます。若干重複いたしますが、もう少し付言いたしますと、基本的には有識者会議の意見というのは、形式的には参考的な意見としてそういう意見があるということその場で議論されて公表されたと思っております。したがって、政府全体としては、あくまでも政独委の勧告の方向性で決まったもの、ないしはその後最終的には年末に閣議決定をした格好で形は決まったということであろうかと思えます。今後のスケジュールというか、今後の考え方なんですけれども、勧告の方向性で決まっているのは、基本的にはあらあらの大枠でございます。この法人とこの法人を統合するとか、この法人は特定以外のいわゆる非公務員化された独立行政法人として整理をするんだということと、業務の基本的な重点化の方向が書いてあるということでございますので、この後具体的に、法律の改正もございまして、次の中期計画をどういうふうに作成していくのかということで、その中身が詰まってくるということだ

ろうと思います。先ほど後先生の話にも若干絡みますけれども、評価していただいた内容をきちんと踏まえた上で、次の中期計画をどういうふうにつくっていくのかということは、それはそれで我々きちんとやっていかなければいけないと思っております。委員の先生方に、大変長時間ご議論いただいてつくってきた結果でございますので、我々としても、そういうものをきちんと盛り込めていけるように、当然制度官庁とか財務当局との折衝もございますので、そういった場でも議論をしていかなければいかんということになると思っておりますけれども、基本的には以上のようなことを総合的に議論させていただきながら、進めていくということになるのではないかと考えております。

【木村委員長】 ありがとうございます。参考資料5 - 1 に有識者会議の名簿が出ております。宮脇先生は、これにお入りになっておりますが、宮脇先生は国土交通省の評価委員会の委員として、私が存じている唯一人の方です。中程にあります梶川さんは経産省の評価委員会の委員、それから富田さんは法務省の政策評価委員会の委員ですね。あの方方は存じませんが、委員の方は各省庁の評価委員の方が大半ではないかと私は推察しております。そういうことで、この場でも利益代表というわけではありませんけれども、大所高所からご意見をお述べいただけるのではないかと考えております。いずれにしても、独法のデザインそのものが迷走しておりますから、やはりもう少しやって、それで我々が、今、後さんや工藤さんがご発言になったようなことでおかしいということについては、ぜひ委員長会議を再三開いていただいて、そこで表明していくのがいいのではないかと考えています。まずやらなければいけないのが、研究、R & Dをやっている法人をほかの法人と全く同等に扱っていること自体が、非常に制度的に矛盾がありますので、この辺についてはしっかりとこちらの主張を述べることだと思っております。よろしゅうございましょうか。

それからもっとがっかりするような案件が次にあります。国土交通省所管独立行政法人役員退職金に係る業績勘案率についての件です。これについては私、少し背景を知っておりますので御説明申し上げます。間違っていたら後で訂正をして下さい。

役員の退職金については、基礎となる月額報酬×0.125、0.125というのは8分の1ですね、×月数×業績勘案率で計算されます。業績勘案率は、ゼロから2まで変えてもよいことになっています。非常に業績が悪い場合はゼロということもあり得るし、業績が極めてよければ2ということもあり得るわけです。ところが、これがまたその後当初のデザインと違いまして、ゼロから1.5まではつけてよろしい、しかし1.5を超える場

合には官邸に報告せよということになりました。これも後さんの言うのと後づけですね。ゼロから1.5なら問題ないということで、某省庁が1.4か1.45をつけたところ、総務省から1.0を基本にせよということを書いてきたのです。そういうことで、先ほど後さんのご意見にもありましたように、いくら頑張っても1.0ではインセンティブが全く働かないという話になって、今各省庁その話が駆けめぐっております。国土交通省ではこの件についてどう考えるかということをご事務局からご披露いただいでご議論いただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

【木場政策評価官】 それではご説明いたします。資料5-1でございます。今委員長から概略ご説明がございましたが、まず1、役員退職金の決定方法でございます。役員の退職金につきましては、報酬月額×0.125、これも当初は0.36だったものが途中で0.28に下がり、最終的に今0.125まで来ておるわけでございます。これに在任月数を掛けて業績勘案率を掛ける。4ページ目に平成15年12月19日の閣議決定というのがございますが、これに基づいてこういう形で設定をしてございます。この業績勘案率を各独立業績法人評価委員会がゼロから2の間で決めるんだということになっておりまして、この勘案率の決定に当たりまして、総務省の政独委に通知をする。この場合、総務省の政独委は評価委員会に意見を述べるができるという枠組みがこの平成15年12月の閣議決定で決まっております。

これを受けまして、昨年、国交省におきましては、2に書いてございますような業績勘案率の決定方法を決定いたしました。これが資料の5ページ目、別添2についてございますが、昨年2月にこの評価委員会で決定していただいたものでございます。この業績勘案率の決定につきましては、途中いろいろ書いてございますように、年度ごとの重みづけのやり方を書いてございますが、基本的に各事業年度の業務運営評価結果、それぞれ2点、3点、1点とか、点をつけていただいておりますものを平均化いたしまして、平均が100という数字になるわけですが、この業務運営評価結果に応じて、年度ごとの業績勘案率を決めるということになっております。

役員個人の業績については、これに0.1プラスマイナスをするという、業績勘案率の決定の仕方を別添の2、5ページ、6ページ、7ページに書いてございますような形で決定をいたしましたところでございます。これがこれまでの経緯でございます。

こういう形で定めておりましたが、今委員長からご説明がありましたように、昨年、いろいろ各府省が、業績勘案率を政独委のほうに通知をいたしましたところ、いろいろご意

見等が出てまいりまして、その業績勘案率に関する方針というのが、昨年の4月23日に、8ページでございますが、別添3で、総務省の政独委から方針が示されております。これは何を言っているかといいますと、1.0を基本にしるということでございます。これが1点。それと機械的に決めることはやめろというのが2点目。いわゆる、それぞれの業績について、客観的、具体的かつ明確な説明をしるということになっておるわけでございます。こういうご指摘もあり、また、各府省が1.0を超える形で、政独委のほうにあたりましたら、もうだめだということで、今、各府省とも1.0を基本にするというラインで対応していこうという方向になってございます。

こういったことを踏まえまして、4でございますが、新たな業績勘案率の決定方法ということで、資料5-2でございますが、これが最終的に改定をした業績勘案率の決定方法でございます。今、お諮りしようとしておる内容でございますが、基本的には業績運営評価結果、100点とか110点とかという点数から、機械的に業績勘案率を決めるということはやめてはどうかということでございます。じゃあどうするんだということでございますが、それについては、個々の退職者なり、独立行政法人の業績とか、当該役員の個人的な業績について、個別具体的に検討して決めていきたいと思いますということとして、ただしあくまでも1.0を基本にしましょうということを決めるだけにしたいと思っております。今後どうなるかということでございますが、各法人が、それぞれの役員なり、法人の業務実績について、こういう、いろいろな業績を上げましたと、こういった実績が上がりましたということを、個々具体的に、個別具体的に、そういったことを説明した資料を提出していただきまして、それについて個別具体的に検討した上で、分科会でご決定いただくというような形にしていきたいと思っております。

修正点といたしましては、そういう独法としての業績にプラスして、個人としての業績を、従来、プラスマイナス0.1だったところを、プラスマイナス0.2を目安として、退職役員の個人的な業績については判断しましょうということを決めるのみにしておきたいなと思っております。

言うなれば、1.0を基本として機械的に決めることはやめていきたいと思いますということで、業績勘案率の決定方法を改定したいということのお諮りでございます。

以上でございます。

【木村委員長】 いかがでございましょうか。ということでご提案がありましたが、これについても、私、個人的には委員長会議で相当はっきりと物を言うつもりであります。

基本案件が別添3の1に書いてありますけれども、世間的に見て、独立行政法人の役員退職金が高過ぎるといいますか、そういうことなのでしょうね。国家公務員並みにするということが基本的なスタンスになっているということだと思います。

総務省は、この退職金に関しては非常にセンシティブになっているようです。これも、先ほどから何度も申し上げておりますように、多分、ほかの省庁の評価委員の委員長先生も相当強いご意見をお持ちだと思いますので、4月に委員会が開催されましたら、これについても強い発言が出てくるものというふうに思っております。

いかがでございましょうか。ということで、当面は、まあ、仕方がないという表現はしたくないんですけども、これでいかにざるを得ないかとも思っております。どうぞ、工藤さん。

【工藤委員】 再度で申しわけないんですが、先ほどの、前半の業務の改廃というところで、逆にそれを引用させていただきたいんですが、基本的に独法からなるべく非公務員化しろとか、民間に委託できるものは民間にしろということで、やっぱり民間に委託できないし、民間に移行することが難しいからやっているんだと。しかも非公務員化は現時点では難しいからこのままやっているということですけども、しかしその中で、非公務員的な要素をなるべく導入するというので、独法は今までずっと努力してきたわけですから、やはり逆に自己努力をした分を高く評価して、民間並みにそういうアップダウンがあるというのは当然なわけで、すごい自己矛盾というか、総務省の評価委員会自体は、非常に有名な方、いろいろ専門の方がいらっしゃるんですけども、すごく自己矛盾をした勧告をされていると思うんですね、素朴に。

ですから、きょうご提案いただいている最終的な案ですけども、個人的な要素を考慮するというところにおいては、逆に個人の能力を評価するんだということで、何とか落ち着こうというのはよくわかるんですが、日本的な議論からいくと、これはなかなか反映されないというのが最終的な事実だと思うので、機械的というご批判があるようですけども、やはり独法の実績を反映させるという意味では1つの基準ですから、別にこの算式で全部が決まるわけじゃないので、私はそんなに、これはむちゃくちゃな制度ではないと思うんです。むしろやはり、いかに民間的なそういう業績、組織の業績というのを、その時期に努力された方の評価に結びつけるかという努力の中で出てきた算式なので、これはやはり、そんなに簡単に、じゃあやめましょうということではないような気がするんです。

【木村委員長】 私も全く同感です。どうぞ。

【木場政策評価官】　そこは、機械的に決めるということをやめるのであって、1.0以外のものを、個人の業績に応じて決定することを否定しているものではない。1.0を基本とするところをどこまで、各評価委員会で判断いただくかということにかかっているんじゃないかなと思います。そこを、従来のような、業務運営評価結果から、機械的に業績管理につながるようなことは、今回やめたいということであります。じゃあ、どの程度の業務をすれば、実績を上げれば1.0以外の数字になっていくのかということとは、正直言って、我々もまだよくわからないところがございます。幾つかチャレンジをして、実績を積んで、一定のメルクマールが見えてくるんじゃないかなという気しておりますけれども、そういった意味で、機械的に決めることはやめるということ、政独委も言っておるわけなので、そこはやめておきたいなということがございます。

【木村委員長】　ほかにご意見ございませんでしょうか。小林さんどうぞ。

【小林委員】　個人的な業績を評価することは、別に反対するわけじゃないんですけれども、私ども評価委員としては、組織の評価はできますけれども、個人の評価というのをどういうふうにするのかというのは、常に問題になるところだと思うんです。それでここに、退職役員の個人的な業績についても具体的根拠によって説明できなければならないと。特にその差は、役員任期中における法人役員としての固有の業務に関する個人的な業績でなければならないというふうに書かれておりますけれども、これに関するエビデンスというのは、一体どこで作成して、どういう形で評価委員会の俎上に乗せられるのかということについて、ちょっと質問したいと思います。

【木村委員長】　いかがですか。

【木場政策評価官】　従来の個人的なプラスマイナスというので想定しておりましたが、例えば、いろいろ、法人の中で、担務が分かれていると。例えば船舶事業と鉄道事業というのが分かれています、全体としては、その中で非常に、全体としては中間なんだけれども、一事業だけが非常によく頑張っているというようなときに、法人としての評価にプラスアルファをつけましょうというようなことだと思います。ですから、中でも法人としての業績に、その法人の中での役員の担務といいますか、そういったところの、特段の担務している領域において非常に大きな業績が上がっているというような場合とか、法人としては一定の効率を図っているけれども、その部門、担務している部門が、すごい浪費的な業務をやっていたということであれば、その部分はマイナス評価というようなことになっていくんじゃないかと思っております。

【木村委員長】 ほかによろしゅうございますか。

【木場政策評価官】 それと、基本的には独法のほうで、まず評価調書といいますか、その勘案率を決めて、評価委員会のほうに申請をすることになってまいりますので、独法として、効率化といいますか、目標達成に向けて、その役員が、どういう役割を果たしたかということ、個々具体的に証する証拠といいますか、その根拠というものを明確にさせていただけるものと思っております。

【木村委員長】 ほかによろしゅうございましょうか。

それでは、当面これでいくということしか申し上げようがないんですが、少し、こういうものが落ち着いてくるには時間がかかるのではないかというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。ありがとうございました。

それでは、次が分科会間の連絡強化について、事務局から資料の説明をお願いして、少しご意見を賜りたいと思います。よろしく願いいたします。

【木場政策評価官】 資料の6でございます。分科会間の連絡強化ということでご提案をさせていただきます。

これにつきましては、木村委員長からのご指示もございまして、なかなか分科会間相互の連絡というのが十分とれていない部分というのはあるんじゃないかなという指摘がございました。で、従来、当委員会におきましては、迅速に審議すべき事項とか、実質的に審議すべき事項につきましては、分科会の委任事項としてございます。一方、基本的な法人の組織の存廃にかかわる重要事項や、委員会全体の基本方針に関する事項につきましては、この本委員会でご議論をいただくということにしてきてございましたが、分科会が15もできたりして、非常に分科会の審議につきまして、横断的なバランスを見るのが、非常に困難な状況になってきてございます。それで、今後また、中期目標期間を終了する法人が次々と出てきたり、また先ほど言いました道路公団とか、住宅金融公庫等々の独立行政法人化というのも予定されております。このような状況でありますので、それぞれの分科会においてどのような観点で審議を進めていくか話し合う場を設けてはどうかというご提案でございます。各分科会の分科会長さんに集まっておきまして、分科会における審議事項に関する情報交換の場を設けたいと考えております。具体的には、毎年度業務実績評価が終わった後に、分科会長懇談会というものを開催させていただきまして、2の下に書いてございますようなテーマについて、情報交換を行って、以後の各分科会における審議に反映させていただけたらどうかということでございます。

まず1点目は、毎年度業務実績評価のあり方についてということで、採点基準とか総合評価における意見欄の使い方等を分科会間で意見交換をしていただく。また、中期目標期間終了時の組織業務の見直しの検討。基本的には各分科会のほうで、いろいろ具体的なご議論というのをしていただけるものと思っておりますが、個々の法人についての組織論の見直しについて、横断的なご議論というのもいろいろあるかと思っております。

3番目には、中期目標期間の業務実績評価の実施方法の検討ということで、中期目標期間が終わりますと、5カ年間の業務実績評価を行わなきゃいけないわけですが、これを具体的にどうやっていくのかということについての検討。これは初年度のみになりますが、こういったものも、いろいろご意見なり、ご検討いただくという場として使いたいと思っております。

全部の分科会長さんにお集まりいただくと、なかなか十分な議論ができないということもございますので、有する課題の共通性等を勘案いたしまして、開催に当たりましては、国の機関が独法化した法人と、特殊法人が独法化した法人とで分割して開催してはどうかというふうに考えておりますが、詳細については、また今後調整を行わせていただきたいと思っております。

分科会間でどういう状況になっているのかということでございますが、きょうお手元に、昨年、平成15年度業務実績評価調書という冊子をお配りしてございます。これが各分科会で、年度評価で評価いただいたものの国交省分、全部でございます。分科会長さんとか委員の方々には、それぞれ所属する分科会についての評価結果というのはご案内かと思いますが、ほかの分科会はどういう評価をやっているのかというのは、なかなか情報として、これまで十分提供してございませんでしたので、きょう、ご参考までにお配りさせていただきました。また、資料6の2ページ目に、3カ年業務実績評価をいただいた評価の状況を書いてございます。平成13年度と14年度以降と、評価の仕方を変えてございますが、このように、ちょっと、この点数だけで見ますと非常に辛いなというところと、ちょっと点数が高いなというところがあるかと思っております。必ずしも独法それぞれの状況だとか、当然それが抱える課題とか、そういったものの差がございますので、一律に同じような基準でやるというのはおかしいことだと思いますが、他の独法なり、他の分科会における評価がこういう状況になっているということでのご参考までにつけさせていただきます。

3ページ目は、15年度の業務実績評価の結果でございますが、それぞれの、通則法に

書いてございますような、中期目標の3つの観点。効率化と、業務の質の向上と、財務内容の改善状況を見る。予算、収支計画、資金計画等といった3本柱の、それぞれの分野におけます評価項目数というものを一覧にしております。評価項目が多ければ多いほど、そこが非常に重みづけとして、重い評価が行われているということの結果でございます。

それぞれの評価項目というのは、年度評価、年度計画に基づく評価項目ということになっておるわけでございますが、いろいろ、必ずしも同じようなウエートづけで評価がなされているわけではございません。こういったことにつきまして、それぞれの分科会間で意見交換なり、情報交換ということをしていただければなというふうに考えております。

以上でございます。

【木村委員長】 ありがとうございます。

いかがでございますでしょうか、どうぞ、小山先生。

【小山委員】 私は交通関係分科会の分科会長をしております。それで、ただいまご提案いただいた連絡強化につきましては、もろ手を挙げて賛成でございます。

昨年、先ほどからご紹介ありましたような前倒しの関係で、たしか、2度懇談会が開かれたと思いますが、その、当面の話以外にも、私にとりましては、大変参考になるご意見をいただけたというふうに思っております。それで一言申し上げたいのは、分科会の構成といたしましうか、ミッションの話でございますが、資料2をごらんいただきますと、分科会、たくさんあるわけでございますが、これは、この評価委員会発足当初に申し上げたかと思いますが、交通関係分科会という、一番最後の航空宇宙のほうは文科省との共管でございますので、3.5というか、4の機関を担当しているわけでございます。あと、次のページをごらんいただくと、教育機関分科会で、4法人を担当しておられますが、これは将来的には3法人になるというふうに理解していて、それ以外の法人は、全部、分科会と1対1の関係でございまして、何となく据わりが悪いというんでしょうか、どういうことなのかなという疑問は当初から持っていたわけでございますが、後発の法人が全部1対1対応になっているというのは、何か意図があって、そうなさっているのかというような印象を受けます。

それで普通、特に研究所関係の外部評価委員会との関連ということで申しますと、私共分科会が細かいところまで、とてもコミットするわけにはいきませんので、独法の行政評価委員会の主たる任務は、業務運営の効率化にどのくらい努力をしておられるかということで、それを主な視点で評価させていただいているつもりでございますが、そういう観点

からながめると、1対1対応じゃなくて、複数の機関を担当するというのは、担当する側は大変でございますが、実は私ども、4年間評価を続けてきているわけですが、3研究所の間に、言い方が悪いかもしれませんが、業務運営の効率化についての競争的な雰囲気がかもしだされるといいでしょうか、そういった意味では、非常に積極的な意味もあるんじゃないかというふうに思っております。

その結果として、先ほど政策評価官が、甘い分科会、辛い分科会とおっしゃいましたが、どうも、うわさによりますと、私どものところは辛いほうの代表だそうでございますけれども、この辺につきましても枠組みの話はかなり内容に影響するものだということで、一度お考えいただいて、すぐにというわけにはもちろんいかならないと思いますが、お考えいただいたらどうであろうかというふうに思います。

それから先ほどの議題、ついででございますから一言だけ申し上げますが、先ほど、3番目の議題、4番目の議題等で、評価をやると、それは約束事だとか何とか、いろいろな話があるわけですが、文字どおり考えますとそのとおりでございますが、当初のことを思い起こしていただくと、私の記憶違いかも知れませんが、主管庁の政策目的そのものが明示されていない時期に、この先行独法というのはスタートしております。ですから、いきなり独法に対して、中期目標はこれだということを宣言しろと言われたわけで、私どもとしては非常に当惑しながら、その設定された中期目標の内容に当惑しながらも、まあ、走りながら考えないといけませんねという形で進んでいたと思うんです。

ここ2年ぐらいでしょうか、政独委の見解というのは、私としてはだんだん当を得てきたんじゃないかというふうに評価しておりますけれども、特に強調しているのが、主管庁の政策目的との関連において、存在意義を明確にしろということを非常に強く言ってるわけですね。その意味で、先行独法の今後の中期目標を立てるに当たって、場合によると、評価委員会は積極的にコミットしろと言わんばかりのことも書いてございますが、その辺の立場について、今、ご即答いただくわけにもいかならないと思いますが、十分、ご考慮いただければと、余計なことまで申し上げましたけれど、よろしくお願ひしたいと思ひます。

【木村委員長】 ありがとうございます。最初の小山先生のご発言は、私も全く同じように考えておりました、新しいところは必ず1つというくくりになっておりますけれども、発足した当初、小山先生のところは4つありましたし、それから教育関係も4つございました。確かに先生おっしゃったように少しアンバランスがあります。そのようにしておいた方が競争的環境が出てくるからいいという面もありますけれども、それでは、ほか

のところはどうだという問題がありますので、ぜひ、そのくくりについては少しお考えいただきたいと思います。

それから2番目の点についても、ぜひ宜しく願います。政独委の出してくるもの、当初に比べると随分合理的になってきているということについては私も同感でございますが、まだ、個人的にはいろいろ文句がございます。しかし、向こうもかなり進化してきていますので、こちらもそれに合わせていくということが必要かと思えます。

何か、事務局のほうからお答えでございますでしょうか。

【木場政策評価官】 担務法人のことにつきまして、いずれにしましても、ちょっと独法のほうの統合等の議論もございますので、そういった中で、分科会の再編というのを考えなきゃいけないので、ご指摘の点を検討したいと思えます。

また、中期目標、中期計画、当然勧告の方向と申しますか、見直し案を実際に具体化していく際には、また、評価委員のご意見を伺いながら、目標、計画というのを策定していきたいと考えております。

【浅見委員】 連絡の強化の方法ということなんですけれども、今、小山先生がおっしゃった、なるべく複数のものを所管するよというのには私も賛成です。もう1つございますのは、複数の分科会に所属する委員を少し増やしてみるということで、その委員が、2つぐらい、実際にそうなっている部分もあるんですけれども、そうすると、やはりその、ある種のバランスをそれぞれとっていただけるのではないかという気がいたします。ですから、それも1つの方法かなと思えます。

それからもう1つ、何らかの形で、少し共通指標的なものを、横断的に共通になるような指標をちょっと考えてみて、すべてに全く共通というのは難しいかもしれませんが、例えばグループごとに共通な指標みたいなものを考えることによって、少し相互比較ができるのかなと思えます。それからもう1つ、これは我々の性といいますが、やはり評価する項目数が増えますと、どうしても平均的な数字になってしまう。逆に項目数が少ないと、少し思い切ったような数字も出がちというところがあると思うんです。で、先ほどの1.0というお話もありますと、かなり比較というのが結果として重要になってきてまいりますので、そういう意味ではやはり、項目数を少しそろえて、やはり同じような評価の仕組みといいますが、傾向があるようにしておいたほうが、その法人間の違いといいますが、不公平といいますが、そういうのも減るのかなという気がいたします。

方法について、少しアイデアを述べさせていただきました。

【木村委員長】 ありがとうございます。ただいまの点につきましては、私も当初から心配しておりました。資料の6の3枚目をもらいいただきますと、そこに平成15年度国土交通省所管独立行政法人業務実績評価結果というのがございます。各項目、業務運営の効率化、横へ読んでいきますと業務の質の向上、それからお金の問題、それから業務運営関係、業務運営の効率化があります。ずっと下へ見ていきますと、鉄道建設・運輸施設整備支援機構は評価項目が21あります。これは後で出てきたのですが、私が初めから心配していたのは北海道開発土木研究所の、2番目の業務の質の向上の項目が26あることです。中身を詳しく見せていただいたのですが、非常に細かくなっていました。ほかは割合、ざっくりとしたものが多かったので、北海道開発土木研究所について、これでいいのだろうかという疑問を呈したのですが、法人のほうは、どうしてもこれでやりたいとおっしゃいました。しかし、先ほどお話がございましたように、これだけ評価項目があると、大体ここだけで評価が全部決まってしまうということになる。そういうこともありますので、今の浅見先生のご発言のように、この辺はある程度、もちろんそれぞれの法人の特色はありますけれども、もっとざっくりしたものでやっていったほうがいいのではないかと思います。それと、26あると評価委員は大変です。全てについて細かく見なければいけない。しかも、必ずしも評価項目がきちんと整理されている訳ではなくて、お互いに関係するようなものもたくさんある。その辺のこともありますので、ぜひ法人側とお話し合いされて、その辺のところを少し工夫をしていただければというふうに思います。

ほかにございますでしょうか。よろしゅうございますか。

それでは、当方で準備いたしました議題は以上でございます。独法に関しては、国立大学もそうでございますが、先行法人については、当初の考え方とはかなり変わったようなことで動いておりますので、ぜひ、委員の皆様から、そういう点についてご意見がございましたら、事務局あてにお寄せいただければと思います。電話でも書いたものでも結構です。ぜひ、よろしくお願ひしたいと存じます。

何かお伺いしておくことございますでしょうか。

【後委員】 たびたび申しわけありません。せっかくの分科会間の連絡強化ということでございますので、これは国土交通省だけの話ですよね、この分科会間のやつは。それだけでもいいかと思ひまして、ちょっと発言させていただきます。

先ほどから、存在意義を明確にということは、基本的にはお金を出すに値するかどうかということかと思ひます。全部お金に関連して、いきなり後づけだったり、いきなり1.

0 だったりということになります。

それで、当初、5年間で10%削減などというような目標がございまして、これは非常にぬるいなと感じておりました。ですからできる限り、最初に、そんな、大学に所属して……、最もぬるい組織にいる人間が言うべきことじゃないかもしれませんが、全部お金との関係でばっさりになったりするので、当初から、かなり節約できることについては、ぎりぎりまで、それぞれが出し合うというような、これは非常に難しいことなのかもしれませんが、そういうふうにやっていただけたらというふうに思います。

と申しますのは、お金との関係で、後からやる気をなくしてしまうようなやり方をするよりは、現場が一番きちんと、これは金を使っても意味がないとか、やはり現場で働く職員が最も納得するような形で、目標額、節約額自体を低く設定すれば、ほんとうに残すべき研究や残すべき業務が、焼畑農業のようにばっさりと、一律に焼かれてこまったというようなことに……。研究の分野は特に、後で結果が出てまいりますので、そんなような自体を避けるためと、それから今、借金だけですから、そういう意味では、ほんとうに、どこもかしこも大幅に削減しなければいけない事態にあるのに、見て見ないふりというか、そういう姿勢も、私が評価委員をやっていて、独法だけではなくて、国土交通省自体にも非常に感じておりますので、そここのところ、独法だけというよりは、むしろ率先して、そういったような方向で、連絡強化していただけたらというふうに思います。

以上です。

【木村委員長】 大変重い発言ですけども、いかがですか事務局、何か。渡邊さん何か、一言ありましたら。

【渡邊政策統括官】 ご指摘の点は非常に重要だと思っております。実際、そういう形でやれば一番望ましいとは思いますが、今まさに、この独法の業務の進め方というのは、ちょっとまだ試行錯誤している状況にあるような気がしてまして、そういう段階で、独法のほうから、1つの形での目標を定めてやっていくということが、そのまま受けとめられて、うまくいけば一番いいんですけども、必ずしも、そこについてはちょっと自信がないということもありまして、ご指摘のところは、まさに独法、中期目標を5年間やってきたところが出てきておる中で、これから、そういった点も含めて、もう少しあり方を考えていきたいと思っております。

ちょっと答えになりませんが、そんなことを考えておりますので、引き続きご指導お願いしたいと思います。

【木村委員長】 ありがとうございます。

よろしゅうございますか、それでは時間がまいりましたので、以上とさせていただきます。大変活発なご意見を賜りましてありがとうございました。

では、事務局よろしく申し上げます。

【尾本政策評価企画官】 本日は、長時間にわたりご審議いただきまして、まことにありがとうございます。それでは会議の終了にあたりまして、渡邊から御礼のごあいさつを申し上げます。

【渡邊政策統括官】 本日は長時間にわたりご審議いただきましてありがとうございました。

きょうは、大変重いご意見をいただきましたが、分科会を含めて、運営の仕方ということについては、具体的なご意見をいただきましたので、これについては、私どもとして検討していきたいと思っております。独立行政法人の議論につきましては、私たちもかなり深刻に悩まなきゃならない問題をいつも抱えておるということで、きょうは、公表されますのであまり過激なことは言えませんが、委員の皆様の中には大変ストレスを感じられる、あるいはフラストレーションを感じられる方があったかもしれませんけれども、私どもといたしましては、とにかく、独立行政法人が、その使命というものを果たせるように、今後とも努力していきたいと思っております。

委員長をはじめ、委員の皆様方のご指導を、引き続きどうぞよろしくお願いしたいと思います。

【尾本政策評価企画官】 終了にあたりまして、事務的なことを申し上げます。

本日の委員会の内容等につきましては、議事の公開についての方針に基づきまして、議事要旨を作成して、速やかに国土交通省のホームページにて公表させていただきます。

また、議事録本体につきましては、後日、その内容を確認していただくために、委員各位に送付させていただきますので、お忙しいところ、まことに恐縮でございますが、発言内容のチェックをお願いしたいと思います。

それでは、以上をもちまして第6回国土交通省独立行政法人評価委員会を終了させていただきます。

長時間にわたるご審議、どうもありがとうございました。

了